１．【新規事業所】請求までの流れ

サービス開始月

【 沖縄県 】県への申請が承認され事業所番号が付与された年月

⇩

翌月の月初

【 連合会 】事業所情報の受信・登録

都道府県より事業所情報を受領し、本会システムへ登録します。

⇩

１０日（※）

【 事業所 】初回請求は磁気媒体（CD等）での提出

※（10日が土日祝祭日の場合は翌営業日まで。）
詳しくは同封している介護保険 受付日及び支払予定日をご確認ください。

⇩

１０日前後

【 連合会 】国保連合会から新規事業所へ手続きに関する書類の発送

以下の書類を事業所あて送付します。
・受領に関する届（記載要領および記載例含む）
・書類内容チェックシート

⇩

２０日頃

【 事業所 】事業所より手続きに関する書類の連合会への返送締め切り

返送いただく書類の詳細については、「書類内容チェックシート」をご確認ください。

⇩

下旬

【 連合会 】事業所からの手続き書類に基づき登録

事業所の振込口座情報および請求方法を本会システムへ登録

⇩

月末頃

【 連合会 】インターネット請求事業所へ
『電子請求登録結果に関するお知らせ』を送付

※受領に関する届出の請求媒体を伝送（インターネット）と選択した事業所のみ
本書類を送付いたします。

※電子請求登録結果に関するお知らせについては、「仮パスワード」「証明書発行用パスワード」等のお知らせとなり、証明書発行用パスワードは更新時（基本は3年単位での更新）の際に必要となりますので、紛失しないようご注意ください。

⇩

翌々月の初旬

【 事業所 】『電子請求登録結果に関するお知らせ』の受領

＊事業所単体で請求する場合
電子請求受付システム→ 電子証明書の発行申請→【連合会】承認

＊代理人請求をする場合
代理人請求を行う場合は別途手続きが必要となります。

※詳しい詳細は沖縄県国保連合会のホームページよりマニュアルをご確認ください。

⇩

～１０日

【 事業所 】伝送請求開始

※毎月１０日（受付締切日最終日）２３時までに送信をお願いします。

●送信完了後、本会へデータが到達後にはじめて受付完了となります。そのため、事業所にて『到達エラー』等発生していないか必ず送信結果をご確認ください。